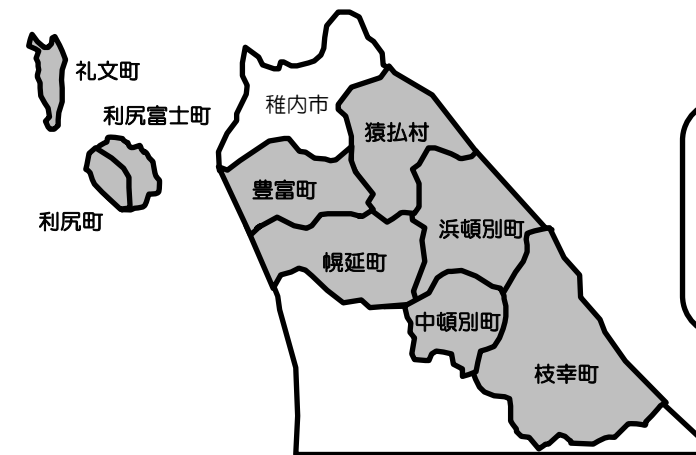


平成 29年度

宗谷管内員 採用資格試験案内

【 初級・消防 】

この試験は、宗谷管内町村の「一般事務職初級」及び「消防職」の採用資格試験です。



この試験案内は宗谷管内各町村のホームページからダウンロードできます。

受付期間 平成28年 7月4日（月）～8月17日（水）

第1次試験日 平成28年 9月18日（日）

試験地 浜頓別町、利尻富士町

平成28年5月13日

宗谷町村会

〒097-8558 稚内市末広4丁目宗谷合同庁舎内
電話直通(0162)33-2570

採用区分 町村等名	一般事務職初級	消防職	備考
猿 払 村		○	
浜 頓 別 町	○		
中 頓 別 町	○	○	
枝 幸 町	○		
豊 富 町			
礼 文 町	○		
利 尻 町	○		
利 尻 富 士 町	○		
幌 延 町	○		
利尻礼文消防事務組合		○	
南宗谷消防組合		○	

※ ○のついている町村等が採用予定のある町村です。

7. その他

- 第一次試験受験の際、申込書と受験票に添付する写真2枚が必要です。最近6箇月以内に帽子をつけずに上半身を写した本人であると確認できる写真(縦4cm 横3cm)を準備しておいてください。申込みの際には申込書には写真を貼って、受験票には貼らないで(試験当日に写真を貼った受験票を持参)ください。
- 一般事務職初級と消防職を同時に受験することはできません。
- 身体に障害のある方が受験される場合は、試験当日の車椅子の使用などでご不便をおかけしないようにするため、事前に宗谷町村会事務局までご連絡ください。
- 携帯電話機等は試験の妨げになりますので試験当日は会場に持ち込まないでください。
- 受験手続その他ご不明な点がございましたら、各町村役場総務課・消防組合総務課または宗谷町村会事務局へお問合せください。

(6) 申込書用紙の申込先

町 村 名	役 場 所 在 地	電 話
猿 払 村	宗谷郡猿払村鬼志別西町172-1	(01635)2-3131
浜 頓 別 町	枝幸郡浜頓別町中央南1番地	(01634)2-2345
中 頓 別 町	枝幸郡中頓別町字中頓別172-6	(01634)6-1111
枝 幸 町	枝幸郡枝幸町本町916	(0163)62-1234
豊 富 町	天塩郡豊富町大通6丁目	(0162)82-1001
礼 文 町	礼文郡礼文町香深字トンナイ558	(0163)86-1001
利 尻 町	利尻郡利尻町杓形字緑町14-1	(0163)84-2345
利 尻 富 士 町	利尻郡利尻富士町鷲泊字富士野6番地	(0163)82-1111
幌 延 町	天塩郡幌延町宮園町1番地1	(01632)5-1111
利尻礼文消防事務組合	利尻郡利尻町杓形字泉町	(0163)84-2742
南宗谷消防組合	枝幸郡枝幸町本町705番地10	(0163)62-1421

1. 試験区分及び職務内容

試験区分	職務内容
一般事務職	町村長部局、教育委員会、議会事務局等に勤務し、一般行政事務に従事します。
消防職	消防署に勤務し、専門的業務に従事します。

2. 受験資格

試験区分	受験資格
一般事務職	平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方
消防職	平成2年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方

ただし、日本国籍を有しない方又は地方公務員法第16条各号に該当する方は受験できません。

地方公務員法第16条

- 第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
- 1 成年被後見人又は被保佐人
 - 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者。
 - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

3. 試験方法及び内容

試験	種目	内容
第一次試験	教養試験	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験（試験時間 2時間）
	作文試験	文章による表現力についての筆記試験（試験時間 1時間）
	適性試験（一般職）	公務の職業生活への適応性についての択一式による筆記試験（試験時間 20分）
	適性試験（消防職）	消防職員としての必要な適性を有するかどうかについての択一式試験（試験時間 35分）
第二次試験	人物試験	個別又は集団面接による口述試験

4. 試験の日時場所及び合格発表

	日時	場所		合格発表	
		試験地	試験場	発表時期	発表方法
第一次試験	9月18日(日) 8:50(着席)	浜頓別町 利尻富士町	受験票によりお知らせします。	10月上旬	受験番号を各町村役場等に掲示するほか合格者にのみ通知します。
第二次試験	第一次試験の合格者にお知らせします。			10月上旬以降	合格者にのみ通知します。

5. 受験手続及び受付期間

受付期間	平成28年7月4日(月)から8月17日(水)まで受け付けます。 (月曜日から金曜日の午後5時まで、土曜日は受け付けません) なお、郵送の場合は8月17日の消印のあるものまで受け付けます。	
申込書の入手方法 (いずれかの方法で入手して下さい。)	配布場所	宗谷町村会事務局又は宗谷総合振興局管内各町村役場で配布します。 〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27宗谷合同庁舎内3階 宗谷町村会 電話0162-33-2570
	プリントアウト	宗谷総合振興局管内各町村役場のホームページより、様式をプリントアウトしてください。この場合、試験申込書はA4サイズ用の紙に両面印刷してください。
	郵送	封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（A4用紙が入る大きさ）を必ず同封してください。
申込方法及び申込先	別添の試験申込書及び受験票に必要な事項を必ずボールペンで自筆で記入し（パソコン等で作成したものは受理できません）就職を希望する町村役場等の総務課に郵送又は持参してください。全町村就職可を選んだ方は、いずれかの町村1カ所へ提出してください。（宗谷町村会では受け付けません）記入及び郵送の方法については、「試験申込みの方法」を参照してください。	

6. 合格から採用まで

- (1) 第一次試験合格者は、採用候補者名簿に登載され、第二次試験を経て合格者の希望及び成績に基づき、各町村等の任命権者が採用者を決定します。
名簿登載者全員が採用されるものではありませんので、選考にもれた場合は、欠員補充等の機会を待たなければなりません。この採用候補者名簿は、原則として平成29年4月以降の採用に対するもので1年間有効です。
- (2) 採用者に決定した方には、直接、採用町村等から合格通知がされ、平成29年4月以降採用町村等の職員として勤務することになります。
宗谷管内各町村等の平成28年4月現在の一般事務職員（初級）及び消防職員の採用予定は次のとおりですが、職員定数の改廃や欠員状況等により、今後、変更となることがあります。